

業務の運営に関する規程

三愛友好交流協同組合無料職業紹介所

第1 求 人

- 1 本所は、農業（工芸農作物農業を除く）、漁業、総合工事業、職別工事業（設備工事業を除く）、設備工事業、食料品製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、運輸に附帯するサービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業、技術サービス業（他に分類されないもの）、自動車整備業又はその他の事業サービス業に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、*（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職者が日本国外在住の場合は、各々在住する国の取次機関*（別表）を経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申し込みください。

求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

*（取扱職種の範囲等）

- ・ 出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習生に係る職業紹介
- ・ 求人者は組合員に限る
- ・ 求職者は会員及び会員以外の者で会員企業への就業を希望する者
- ・ 地域：国内、ベトナム・インドネシア・タイ・中国・フィリピン・ネパール・カンボジア・ミャンマー

- ・職種：第1-1のとおり

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、本人に会って面接又は経歴書を参考に決定します。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、*（取扱職種の範囲等）です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2011年10月11日

代表理事谷口守行